

訪問介護 重要事項説明書

富士メディカル株式会社

メリィヘルパーセンター

メリィヘルパーセンター

重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問介護サービス、第1号訪問事業について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明します。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）」第8条の規定、又は市町村の定める基準に基づき、訪問介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名	富士メディカル株式会社
代表者氏名	代表取締役 木本 卓
本社所在地 (連絡先)	広島県安芸高田市八千代町勝田438番地 (0826-52-3838)

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事務所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	メリィヘルパーセンター
介護保険指定 事業所番号	3470208814
事業所所在地	広島市佐伯区五日市中央1丁目14番6号
連絡先 相談担当者名	管理者: 藤井 由美
事業所の通常の 事業実施地域	広島市 西区・佐伯区・安佐南区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定訪問介護サービス、第1号訪問事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理を図る。また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち、介護福祉士または訪問介護員研修の修了者、もしくは市長の認める研修の修了者が、適正な指定訪問介護サービス、第1号訪問事業サービスを提供することを目的とする。
運営方針	利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 また、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

提供日	年中無休
提供時間	24時間

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	土日祝を除く（常時連絡可：TEL 082-942-3230）
営業時間	8:30～17:30

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	藤井由美
---------	------

職種	勤務内容	人員数
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成 職員の指導等	4名以上
訪問介護職員	身体介護・生活援助	55名以上
事務職員	庶務及び会計事務	1名以上

3 提供するサービスの内容及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

《訪問介護》

サービス区分と種類		サービスの内容
身体介護	排泄介助	排泄の誘導・おむつ交換・後始末等
	食事介助	食事形態の工夫・食事環境を整える・食事介助等
	清拭	更衣・清拭・シーツ交換・ベッドメイキング等
	入浴介助	入浴の準備・入浴時の移動・洗身・洗髪の介助・後片付け等
	身体整容	洗顔・口腔ケア・髭剃り・化粧・朝夕の身支度等
	体位変換	体位交換・ベッドメイキング等
	移動・移乗介助	車椅子の利用補助・歩行時の見守り等
	外出介助	外出準備・外出先での見守り等
	その他	上記以外に必要な身体介護
生活援助	調理	食事の調整
	洗濯・補修	衣類等の洗濯・物干し・片付け・補修等
	掃除・整理	居室・トイレ・浴室内の掃除や整理整頓等
	買い物	生活必需品の買い物代行等
	その他	上記以外に必要な生活援助

《第1号訪問事業》

日常生活全般にわたる自立支援（掃除、買い物、調理など）

例えば利用者が行う調理を訪問介護員等が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

なお、上記サービスの提供にあたり、事業所及び従業員は以下の事を考慮しサービスの提供を行います。

- (1) 事業所は、要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止及び介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行います。
- (2) サービスの提供にあたっては、訪問介護計画、第1号訪問事業計画に基づき、適切に行います。
- (3) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを基本とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (4) サービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者若しくは家族に適切な相談及び助言を行います。

(2) 提供するサービスの利用料について

区 分	提供時間帯	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
身体0 (20分未満)	昼間	1,744円	175円	349円	524円
	早朝・夜間	2,182円	219円	437円	655円
	深夜	2,621円	263円	525円	787円
身体1 (20分以上 30分未満)	昼間	2,610円	261円	522円	783円
	早朝・夜間	3,263円	327円	653円	979円
	深夜	3,916円	392円	784円	1,175円
身体2 (30分以上 1時間未満)	昼間	4,140円	414円	828円	1,242円
	早朝・夜間	5,178円	518円	1,036円	1,554円
	深夜	6,216円	622円	1,244円	1,865円
身体3 (1時間以上 1時間30分未満)	昼間	6,066円	607円	1,214円	1,820円
	早朝・夜間	7,586円	759円	1,518円	2,276円
	深夜	9,105円	911円	1,821円	2,732円
1時間30分以上 30分毎に加算	昼間	877円	88円	176円	264円
	早朝・夜間	1,102円	111円	221円	331円
	深夜	1,316円	132円	264円	395円

区 分	提供時間帯	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
生活2 (20分以上 45分未満)	昼間	1,915円	192円	383円	575円
	早朝・夜間	2,396円	240円	480円	719円
	深夜	2,878円	288円	576円	864円
生活3 (45分以上)	昼間	2,354円	236円	471円	707円
	早朝・夜間	2,942円	295円	589円	883円
	深夜	3,531円	354円	707円	1,060円
生活援助加算※	昼間	695円	70円	139円	209円
	早朝・夜間	866円	87円	174円	260円
	深夜	1,048円	105円	210円	315円

※生活援助加算：引き続き生活援助を行った場合の加算

(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)

※提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

※生活援助については、45分以上は同料金となります。

○同一建物減算

同一建物の利用者 20 人以上の場合、事業所と同一敷地内建物等の利用者 50 人以上の場合、利用者数が 50 人未満の場合でも、利用者の総数の内 9 割以上が事業所と同一敷地内建物等に居住している場合に減算

- ・ 同一建物減算 1：所定単位数の 90%
- ・ 同一建物減算 2：所定単位数の 85%
- ・ 同一建物減算 3：所定単位数の 88%

○訪問介護初回加算：2，140円

訪問介護 初回加算	200 単位	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
		214 円	428 円	642 円

※新規計画を作成した利用者、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は、同行訪問をした場合

※過去 2 月に訪問介護の提供を受けていない場合

※要支援⇔要介護の間で区分変更の場合

○緊急時訪問介護加算：1，070円

緊急時 訪問介護加算	100 単位	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
		107 円	214 円	321 円

※利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

○生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師や理学療法士等と連携し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、その計画に基づく訪問介護を行う場合に加算します。

- ・生活機能向上連携加算Ⅰ：1，070円

生活機能向上 連携加算Ⅰ	100 単位	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
		107 円	214 円	321 円

- ・生活機能向上連携加算Ⅱ：2，140円

生活機能向上 連携加算Ⅱ	200 単位	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
		214 円	428 円	642 円

○口腔連携強化加算：535円

口腔 連携強化加算	50 単位	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
		54 円	107 円	161 円

※事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

○特定事業所加算

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

- ・特定事業所加算Ⅰ：所定単位数の20%加算
- ・特定事業所加算Ⅱ：所定単位数の10%加算
- ・特定事業所加算Ⅲ：所定単位数の10%加算
- ・特定事業所加算Ⅳ：所定単位数の3%加算
- ・特定事業所加算Ⅴ：所定単位数の3%加算

○処遇改善加算

介護職員の賃金の改善等厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、介護職員処遇改善加算として、以下の割合でサービス利用料金に割増料金を加算するものとします。

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：算定した単位数の24.5%
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：算定した単位数の22.4%
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）：算定した単位数の18.2%
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）：算定した単位数の14.5%

○時間帯による加算

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算額	25%	—	25%	50%

《第1号訪問事業（広島市）》

訪問介護サービス現行相当型					
	区分	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
月額	訪問型独自サービス11 (週1回程度)	12,583円	1,259円	2,517円	3,775円
	訪問型独自サービス12 (週2回程度)	25,134円	2,514円	5,027円	7,541円
	訪問型独自サービス13 (週2回を超える程度)	39,878円	3,988円	7,976円	11,964円

生活援助特化型訪問サービス（基準緩和型）					
	区分	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
月額	訪問型独自サービス／211 (週1回程度)	10,593円	1,060円	2,119円	3,178円
	訪問型独自サービス／212 (週2回程度)	21,153円	2,116円	4,231円	6,346円
	訪問型独自サービス／213 (週2回を超える程度)	33,555円	3,356円	6,711円	10,067円

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。通常の事業の実施地域を超えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費（1km＝15円）となります。
② キャンセル料	キャンセル料は1回500円です。
*利用期日前日までに利用の中止を申し出た場合、急な体調不良の場合のキャンセル料は発生しません。	
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。

5 利用料及びその他の費用の請求及び支払方法について

<p>① 利用料及びその他の費用の請求</p>	<p>ア 利用料及びその他の費用は、1 ヶ月ごとに月末締めで計算し、請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて毎月 15 日頃に利用者あてにお届けします。</p>
<p>② 利用料及びその他の費用の支払い</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと請求書の内容を照合のうえ、利用者（お客様）は、下記の方法により支払を行います。</p> <p>① 利用料及びその他の費用の引き落としは、利用者（お客様）の金融機関口座から翌々月 4 日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に行い、利用者（お客様）は、この方法により利用料及びその他の費用の前月分の支払いを行います。</p> <p>② 最初の支払いに間に合わない場合、利用者（お客様）は、事業所に通知し、速やかに事業所の口座に振り込むものとします。なお、振込み手数料は利用者（お客様）の負担とします。</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

※利用料及びその他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 か月以上遅延し、催告をしてもお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供を実施する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

7 緊急時等の対応方法について

- (1) サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、**医師**にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

所属医療機関名称	
所在地及び電話番号	— —
緊急連絡先の家族等	
住所及び電話番号	— —

- (2) サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者の家族や利用者の所在する市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。なお、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8 サービス提供に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】 事業所 メリィヘルパーセンター 管理者・サービス提供責任者	所在地： 広島市佐伯区五日市中央1丁目14番6号 電話番号：082-942-3230 FAX 番号：082-943-8718 受付時間：平日 8：30 から 17：30
【会社の窓口】 富士メディカル株式会社 お客様相談室	電話番号：0826-52-3838 受付時間：平日 8：30 から 17：30
【広島市西区の窓口】 福祉課 高齢介護係	電話番号：082-294-6585 受付時間：平日 8：30 から 17：15
【広島市佐伯区の窓口】 福祉課 高齢介護係	電話番号：082-943-9730 受付時間：平日 8：30 から 17：15
【広島市安佐南区の窓口】 福祉課 高齢介護係	電話番号：082-831-4943 受付時間：平日 8：30 から 17：15
【広島市役所の窓口】 介護保険課 事業者指導係	電話番号：082-504-2183 受付時間：平日 8：30 から 17：15
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号：082-554-0783 受付時間：平日 9：00 から 17：00

9 苦情に対する処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、直ちにサービス相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに職員からも事情を確認する。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が、必要あると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行う。
- ③ 検討結果を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする。(利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等)
- ④ 記録を台帳に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

その他

サービス提供にあたり、接遇などについて徹底するほか、適宜研修を実施し、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛けるよう職員指導を行う。

10 事故発生時の対応・損害賠償について

事業者はサービス実施時に事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族等・利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることが出来るものとします。

1.1 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 : 藤井 由美
-------------	-------------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ③ 虐待防止のための指針を整備する。
- ④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ⑤ 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

1.2 身体的拘束等について

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考え

られ、以下の要件をすべて満たしたときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束を行うことがあります。その場合は態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し5年間保存します。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性：直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ②非代替性：身体的拘束等以外に、代替える介護方法がない場合。
- ③一時性：利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1.3 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族等から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

1.4 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施、または早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとする。
- ②事業所は、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修や訓練を定期的実施するものとする。

個人情報使用同意書

私、_____家族_____、続柄_____は、
個人情報については、メリィヘルパーセンターが次に記載するところにより必要最小限の範囲内
で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ① 介護サービスの提供に当たって、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担
当者会議において、利用者の状態、家族の状況等を把握するために必要な場合
- ② 介護保険サービス利用のために市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等へ
の情報提供が必要な場合。
- ③ 体調を崩した場合、又は怪我などで受診した際に、医師・看護師等に説明する場合

2. 個人情報を提供する範囲

- ① 市町村、居宅介護支援事業者
- ② 介護計画に掲載されている介護保険事業者等
- ③ 病院、診療所等の医療機関

3. 使用期間

契約に定める期間

4. 使用する条件

- ① 個人情報の提供は最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細
心の注意を払う
- ③ 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておく

重要事項説明の年月日

令和 年 月 日

指定訪問介護事業所・指定第1号訪問事業所メリィヘルパーセンターの指定訪問介護サービス・第1号訪問サービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業所・指定第1号訪問事業所

メリィヘルパーセンター

説明者

職名 サービス提供責任者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護事業所・指定第1号訪問事業所メリィヘルパーセンターのサービス提供開始に同意しました。

ご利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

